

緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会

第4回 議事要旨

- 1 日時 平成25年11月22日(金) 10:00～11:45
- 2 場所 総務省10階 共用会議室1
- 3 出席者(敬称略)

○構成員

長谷部 恭男(座長)、佐伯 仁志(座長代理)、森 亮二(座長代理)、木下 剛、木村 たま代、古賀 靖広、柴崎 亮介、曾我部 真裕、高田 昌彦(随行:岡島 一郎)、高橋 克巳、長田 三紀、北條 博史、山下 純司、吉野 充信

(欠席:森川 博之)

○総務省

安藤 友裕(総合通信基盤局電気通信事業部長)

玉田 康人(消費者行政課長)、松井 正幸(消費者行政課電気通信利用者情報政策室長)、森里 紀之(消費者行政課課長補佐)、増原 知宏(消費者行政課課長補佐)

河内 達哉(データ通信課長)、西室 洋介(データ通信課課長補佐)、藤井 裕子(データ通信課課長補佐)

4 議事

(1) 開会

安藤総合通信基盤局電気通信事業部長挨拶

(2) 議題

ア 電気通信事業者が取り扱う位置情報の利活用に係る現状の取組と課題について

(ア) 事務局説明

(イ) 事業者からのプレゼンテーション

- ・株式会社NTTドコモ
- ・シスコシステムズ合同会社

イ 自由討議

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

安藤総合通信基盤局電気通信事業部長挨拶

(2) 議題

ア 電気通信事業者が取り扱う位置情報の利活用に係る現状の取組と課題について
以下のとおり、説明が行われた。

- ① 事務局から資料1について説明を行った。
- ② 株式会社NTTドコモから資料2について説明が行われた。
- ③ シスコシステムズ合同会社から資料3について説明が行われた。

イ 自由討議

主なやりとりは以下のとおり。

○モバイル空間統計について

- ・モバイル空間統計の元となる在圏情報は、携帯電話のネットワークの中で最新の情報のみが管理されており、その情報をもとにモバイル空間統計の人口統計が作られる。最終的に人口統計にされた段階で計算過程におけるデータというのは全て破棄され、過去の在圏情報は残らない。
- ・個々の契約者の利用停止手続がなされているかどうかについては、当該契約者から問い合わせてもらえば事業者で確認することは可能。
- ・モバイル空間統計のように匿名化処理がなされていたとしても、利用者への透明性や本人の関与の確保の観点からは、オプトアウトの手続は必要ではないか。
- ・利用者においては、通信の履歴等のデータが事業者に残っているという意識はまだ低く、事業者は利用者情報の取扱いに関する周知をしっかりとやってほしい。

○Wi-Fi位置情報に関して

- ・Wi-Fi基地局が、端末からどのような情報をどのような目的で取得しているのか、それを通信の前提として取得しているのか否か、アプリケーションとの連携により何ができて何ができないのかといった事実関係の整理が必要。
- ・Wi-Fiの電波は電源を切るか、機能をオフにしない限り基本的には出ていて、Wi-

F i 基地局とやりとりをしているということについては、利用者があまり認知していないのではないか。提供している側と利用している側で意識の食い違いがないよう、利用者への説明や対応が必要と思う。

- W i - F i 機器について、電波法等の関係法令における取扱いはどうなっているのかの確認が必要。
- W i - F i 基地局を設置するに当たっては、特定の空間にユーザーが集中すると、つながらないとか、遅延してしまうということがあり、通信の利便性を確保するために、きめ細かく基地局を設置するというのが最近の傾向。

(3) 閉会

以上